

福祉医療費給付制度 支給対象者区分表

支給対象者区分	本人	配偶者・扶養義務者等
児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	制限なし	
身体障害者手帳 1・2級該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額	
身体障害者手帳 3・4級該当者	所得税非課税者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
国民年金法該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額	
特別児童扶養手当 1・2級該当者		
精神障害者保健福祉手帳 1級該当者		
精神障害者保健福祉手帳 2・3級該当者	所得税非課税者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
療育手帳A 1・A 2・B 1 該当者	特別障害者手当の所得制限に準じた額	
妊産婦 (母子手帳交付日から産後60日まで)	制限なし	
母子家庭の母子等	児童扶養手当の所得制限に準じた額	
父子家庭の父子		
高齢者 (68歳以上75歳未満)	町民税非課税世帯	
指定難病の患者	所得税非課税者	特別障害者手当の所得制限に準じた額
特定疾患等の患者		

※障がい、指定難病の患者及び特定疾患等の患者の区分では、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで所得制限がなしとなります。